

令和6年度

指名競争入札参加資格審査申請書
(建設工事)

提出の手引

岩泉町総務課財政管財室

目次

1	指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について	
(1)	概要	1
(2)	資格審査を受けることができない者	1
(3)	競争入札参加資格基準	2
(4)	町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等	3
(5)	資格審査結果の通知	6
(6)	資格者名簿の有効期間	6
2	申請書類の作成等について	
(1)	指名競争入札参加資格審査申請書（様式1号）	6
(2)	希望工種表（様式第1号別紙）	8
(3)	営業所一覧表（建設工事）（様式第2号）	9
(4)	総合評定値通知書の写し	9
(5)	国税納税証明書	10
(6)	町税の滞納がないことの証明書（証明願）	10
(7)	申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）	10
(8)	岩泉町への申請における追加項目等及びその作成方法	10
3	資格者名簿登載後の手続について	
(1)	申請書類記載事項の変更届	12
(2)	資格の喪失	12
(3)	資格の取消し	13
4	各様式の記載例	

1 指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について

(1) 概要

岩泉町が発注する工事の競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受け、指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

なお、岩泉町が発注する工事の工事種別は、次に掲げる 21 工種となります。

- ア 土木工事
- イ 建築一式工事
- ウ 電気設備工事
- エ 管設備工事
- オ 舗装工事
- カ 鋼橋上部工事
- キ プレストレスト・コンクリート工事
- ク 法面処理工事
- ケ 機械設備工事
- コ 塗装工事
- サ グラウト工事
- シ 通信設備工事
- ス しゅんせつ工事
- セ 造園工事
- ソ ボーリング工事
- タ 消防設備工事
- チ 標識設置工事
- ツ 鋼工作物工事
- テ 防水工事
- ト 水道施設工事
- ナ 解体工事

(2) 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- イ 町営建設工事入札参加資格者要綱（昭和 54 年岩泉町告示第 47 号）第 9 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項の規定により資格を取り消され、当該取消しの日から 3 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 競争入札参加資格基準

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

ア 次の表に掲げる競争参加資格希望工種区分（以下「工種区分」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事の種類について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を受けている者であること。

※ 希望する工種区分に対応した建設業の許可が必要となります。なお、契約締結権限を営業所等に委任する場合は、当該営業所等が専任の技術者を置く営業所であるとともに、当該営業所等が希望する工種区分に対応した建設業の許可を有している必要があります。

競争参加資格希望工種区分		建設工事の種類（建設業の許可業種）
コード	工種名	
01	土木工事	土木一式工事
02	建築一式工事	建築一式工事
03	電気設備工事	電気工事
04	管設備工事	管工事
05	舗装工事	舗装工事
06	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
07	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
08	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
09	機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
10	塗装工事	塗装工事
11	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14	造園工事	造園工事
15	ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
16	消防設備工事	消防施設工事
17	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事
21	解体工事	解体工事

備考

- 法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。
- 機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。
- 塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- 通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
- 鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。
- 防水工事 建物防水をいう。

イ 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の審査基準日が、令和 5 年 10 月 1 日以降となる総合評定値通知書を有する者であること。

ウ 希望する工種区分の完成工事高があること。

※ 完成工事高が「0」で経営事項審査を受けた工種区分については、申請することはできません。

エ 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）及び岩泉町税について、未納がないこと。

オ 法律で義務付けられている社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のことをいう。以下同じ。）への加入がなされていること。

カ 工事現場ごとに、法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができる者であること。

キ 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）にあつては、次に掲げる要件全てに該当する者であること。

（ア） 構成員は、資格審査の結果、希望する工種区分の資格者に認定される者であること。

（イ） 構成員は、5 者以内であること。

（ウ） 工種区分が同一のものについて、他の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

（4） 町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

※ この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

イ 提出書類（全ての申請者において共通）

申請に当たっての提出書類は、次ページの表のとおりとなります。記載方法等の詳細については、「2 申請書類の作成等について」及び「4 各様式の記載例」を参照してください。

提出書類一覧表

番号	提出書類	提出対象	注意事項
			○：必須 △：該当者のみ
1	A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）	○	以下の書類を番号順にファイルにとじてください。
2	提出書類チェックリスト（No.1、No.2）	○	2枚ありますので、ご注意ください。
3	様式第1号及び別紙 申請書 <u>※ 今回の申請から代表者印の押印は不要ですので、ご注意ください。</u>	○	行政書士等が代理申請する場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。 希望する工事種別を確認するため、様式第1号別紙も必ず添付してください。
4	様式第2号 営業所一覧表	△	契約締結権限を営業所等に委任しない場合は提出不要です。
5	様式第3号 工事経歴書 （岩手県様式準用可）	△	機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事のいずれかの工種区分を申請する場合（当該工種区分の完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）に作成してください。
6	様式第4号 希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高 （岩手県様式準用可）	△	
7	総合評定値通知書の写し <u>※ 審査基準日が令和5年10月1日以降で、申請日時点で最新のものを提出すること</u>	○	申請日現在において、総合評定値を請求中であることにより提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。 ただし、総合評定値通知書が交付されたならば、直ちにその写しを提出してください。
8	様式第5号 技術職員名簿 （岩手県様式準用可）	○	記載するコードは、「技術職員名簿（様式第5号）記載コード一覧表」を参照してください。
9	様式第6号 委任状	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください

			い。なお、委任に当たっては、委任先が3-(1)の条件を満たしていること及び本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。
10	様式第7号 使用印鑑届	△	次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ① 入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合 ② 委任状(様式第6号)を提出する場合
11	印鑑証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	法人本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 個人住民登録地の市区町村が発行したもの
12	国税納税証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	法人納税証明書その3の3 個人納税証明書その3の2
13	町税の滞納がないことの証明書(証明願) ※申請日から3か月以内のもの。 <u>岩泉町に納税義務がある申請者は、必ず提出すること。</u>	△	法人の代表者が岩泉町内に住所を有する場合には、法人分に加え代表者個人分についても証明を受けて提出してください。 <u>※岩泉町内に事業所、営業所を有する申請者は必ず提出してください。</u>
14	様式第8号 承諾書	△	岩泉町内に事業所、営業所を有する申請者は提出してください。
15	社会保険等の加入を確認できる書類 ※総合評定値通知書において、社会保険等の一部または全部の加入状況が「無」となっている場合にのみ提出すること。(様式第9号は2-(4)-ウの該当する者のみ提出してください。)	△	提出する書類については、2-(4)-ウを参照してください。 ※ただし、令和2年10月1日以降に建設業許可(いずれかの申請区分)を申請し、取得した場合は不要。
16	財務諸表	○	直近2年分 法人：決算書類等 個人：収支計算に関する書類(申告書の収支内訳書)
17	建設業の許可を得ていることを証する書類の写し	○	必ず添付してください。
18	様式第10号 資本関係・人的関係調書	○	<u>資本関係・人的関係の該当がない場合でも必ず作成してください。</u> 該当有とな

			る基準については、「様式第 10 号記載例」を参照してください。
19	様式第 11 号 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	○	<u>必ず本町の様式をお使いください。</u>
20	協定書の写し	△	申請者が経常共同企業体である場合に提出してください。
21	様式第 12 号 経営規模等総括表 (岩手県様式準用可)	△	

ウ 申請書の提出に当たっての注意事項

- (ア) 提出書類は、A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）にとじ込みの上、表紙及び背表紙に「商号又は名称」と「町営建設工事入札参加資格審査申請書」を記入してください。
- (イ) 提出書類は、提出書類一覧表の中で準用可としているものに限り、岩手県様式を使用できるものとします。
- (ウ) 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第 6 号）及び使用印鑑届（様式第 7 号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

エ 申請書の提出先、問い合わせ先

- (ア) 提出先 : 岩泉町役場総務課財政管財室
- (イ) 所在地 : 〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
- (ウ) 電話番号 : 0194-22-2111 (内線 309)

オ 提出方法

原則郵送とします。

カ 提出部数

提出部数は、1 部とします。

- (5) 資格審査結果の通知
審査の結果は、令和 6 年 6 月下旬頃（予定）に岩泉町ホームページで公開します。
- (6) 資格者名簿の有効期間
今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 1 年間の予定です。

2 申請書類の作成等について

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限りは直近の経営事項審査の審査基準日としてください。

(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

- ア 英数字については、半角で入力してください。
- イ 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。
- ウ 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。なお、「新規」とは、岩泉町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする

場合又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。

エ 「03 業者コード」欄については、記載を要しません。

オ 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。

なお、個人事業者等で法人番号がない場合には記載を要しません。

カ 「05 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8 桁）を総合評定値通知書（法第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記してください。

キ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

ク 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。

なお、この表の区分に該当しない法人については、本様式上の略号を記載する（）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

ケ 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。

なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。

コ 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、（）を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、該当がある場合に記載してください。

なお、ファックス番号がある場合は、「17FAX 番号」欄に記載をお願いします。

サ 「18 担当者メールアドレス」欄については、岩泉町からの種々の連絡に対応できる E メールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。

シ 「19 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。

なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

ス 「20 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは 100 パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

セ 「21 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1 年未満切り捨て）を記載してください。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が 5 年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載してください。

ソ 「22 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。

(ア) 「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、直近の経営事項審査の審査基準日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら建設業に従事している職員の人数を記入してください。

(イ) 「③その他の職員」欄には、ア以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあっては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。

(ウ) 「④計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。

(エ) 「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。

タ 「23 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。

なお、個人事業者の場合は記載不要です。

チ 「24 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これらに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

(2) 希望職種表（様式第 1 号別紙）

ア 「25 建設工事の許可業種等」の「①建設工事の許可業種区分」欄の「許可状況」欄については、法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（法別表第1による業種区分）について「○」を記載してください。

また、「許可区分」欄については、法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（一般建設業の許可）を受けている場合には「1」を、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（特定建設業の許可）を受けている場合には「2」を記載してください。

イ 「②資格審査希望工種区分」欄については、1(3)アの表の工種区分のうち、登録を希望する工種名を「工種名」欄に、当該希望工種のコードを「コード」欄に記載してください。

(3) 営業所一覧表（建設工事）（様式第2号）

ア この様式は、申請日現在の情報で作成するとともに、記載例に従って記載してください。

なお、契約締結権限を営業所等に委任しない場合は、本様式は作成不要です。

イ 営業所等が保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載してください。

(4) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しです。全ての申請者が提出の対象となります。総合評定値通知書の内容は、社会保険等の加入の有無の状況がいずれも「有」又は「適用除外」となっていることが必要です。

ただし、当該通知書において社会保険等の加入状況が「無」であった後に加入状況が「有」又は「適用除外」となった場合は、ウに掲げる当該事実を証明する資料を併せて提出してください。その他の注意事項については、次のとおりです。

ア 審査基準日が令和5年10月1日以降で、申請日時点で最新のものを提出してください。

イ 許可行政庁に対し総合評定値を請求済みであるものの、申請書の提出期限までに提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。ただし、総合評定値通知書を受けたならば、直ちにその写しを提出してください。

ウ 社会保険等の加入状況が「無」となっている場合の「有」又は「適用除外」の事実を証明する書類は、次のとおりとします。

なお、当該書類のうち、領収書については「口座振替通知書」「納入証明書」等、払い込み状況を確認できるその他の書類に代えることができます。

(ア) 雇用保険については、次のいずれかの書類の写し

- a 労働（雇用）保険の保険料申告書及び直近1回（期）分の領収書
- b 事務組合発行の保険料納入通知書及び直近1回分の領収書

(イ) 健康保険及び厚生年金保険については、次のいずれかの書類の写し

- a 日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書

- b 健康保険組合の保険料の直近 1 回分の領収書及び厚生年金保険の領収書
- (ウ) 社会保険等の加入義務がない場合は、社会保険等の加入義務がないことの届出書（様式第 9 号）

※ 最近になって初めて社会保険等に加入した場合には、当該保険の種類に応じ、次に掲げる書類の写しを提出してください。

- (エ) 雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届の事業主控え
- (オ) 健康保険及び厚生年金保険については、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え

※ 社会保険等に関する相談は、雇用保険については最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へ、健康保険及び厚生年金保険については最寄りの年金事務所へお願いします。

(5) 国税納税証明書

国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書で、申請書提出日の直前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。（写し可。全ての申請者が提出の対象となります。）

【法人の場合】納税証明書（その 3 の 3）

【個人事業者の場合】納税証明書（その 3 の 2）

(6) 町税の滞納がないことの証明書（証明願）

岩泉町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。この書類は、岩泉町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。岩泉町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。

なお、法人の代表者の住所が岩泉町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。様式は「証明願」を使用し、「証明願」に必要事項を記入した上で、岩泉町役場町民課、各支所で証明（発行）を受けてください。

(7) 申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状（正本、任意様式）を提出してください。自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。

なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

- ア 委任状の日付が申請から 3 か月以内のものであること
- イ 委任の範囲が具体的に記載してあること
- ウ 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること
- エ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

(8) 岩泉町への申請における追加項目等及びその作成方法

岩泉町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次ページの追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容及び添付資料等については、15 ページ以降の記載例をそれぞれ参照してください。

追加項目等一覧（岩泉町）

追加する項目①						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	工事経歴書（様式第3号）	希望する工種区分ごとに作成すること。 （岩手県様式第3号準用可）	△	△		
2	希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）	希望する工種区分ごとに作成すること。 （岩手県様式第4号準用可）	△	△	当該工種区分の施工実績の有無を確認するため	1-(4)-イ-提出書類一覧表5、6番の注意事項に該当する方は提出してください。
3	技術職員名簿（様式第5号）	主任技術者又は監理技術者となる資格を有する技術者を本様式に取りまとめること。（岩手県様式第5号準用可）	○	○	専任で配置可能な主任技術者又は監理技術者の在籍状況を確認するため	全ての申請者が提出すること。
4	委任状（様式第6号）	契約締結権限を代表者から営業所一覧表（様式第2号）に記載した営業所等の代理人に委任する場合に、本様式を作成すること。	△	△	支店・営業所等の契約締結権者を確認するため	契約締結権限を委任しない場合は不要。なお、複数の代理人への委任は認めない。
5	使用印鑑届（様式第7号）	登録印（実印）と契約書等に押印する使用印が異なる場合は本様式を作成すること。 委任状（様式第6号）を提出する場合は、必ず提出すること。	△	△	契約書等使用印の印影を確認するため	契約締結権限を委任しない場合で登録印（実印）を使用する場合は不要。

6	印鑑証明書	法人の場合は、本店所在地を管轄する法務局で発行されたもの。個人事業者の場合は、住民登録地の市区町村で発行されたもの。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	全ての申請者が提出。提出する証明書は、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの（写し可）とすること。
7	財務諸表	直近2年分の財務諸表の写し	○	○	経営状況を確認するため。	全ての申請者が提出すること。
8	資本関係・人的関係調書（様式第10号）	一定の資本関係・人的関係に該当する者の有無についての調書	○	○	入札参加資格審査申請をしている他の者との一定の資本関係・人的関係の有無を確認するため。	該当がない場合でも全ての申請者が提出すること。作成に当たっては、記載例を参照すること。
9	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第11号）	申請者が暴力団等に該当しないことについての誓約書	○	○	岩泉町暴力団排除条例（平成25年岩泉町条例第8号）に基づき、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため。	本町の様式を必ず使用するとともに、全ての申請者が必ず提出すること。提出がない場合又は他自治体の様式を使用した場合は、申請を受け付けない。

3 資格者名簿登載後の手続について

(1) 申請書類記載事項の変更届

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度、指名競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第13号）を町長に提出してください。変更届の記載方法及び必要となる添付書類の例は、記載例を参照してください。

ア 所在地、電話番号等を変更した場合

イ 商号又は名称、代表者又は受任者等を変更した場合

ウ 技術職員名簿（様式第5号）の記載事項に変更があった場合

エ 法に基づく許可の取消し又は許可換えを受けた場合

オ 資本関係・人的関係に変更があった場合

カ 廃業した場合

(2) 資格の喪失

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合

イ 法第 3 条第 3 項の規定により建設業の許可の効力を失った場合

ウ 法第 29 条又は第 29 条の 2 の規定により建設業の許可を取り消された場合

(3) 資格の取消し

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、町長は、岩泉町業者選定委員会の意見を聴いた上で資格を取り消すことがあります。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当する場合

イ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると認められた場合

ウ 1（2）ウに該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると認められた場合

エ 資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると認められた場合

4 各様式の記載例

次ページ以降のとおり